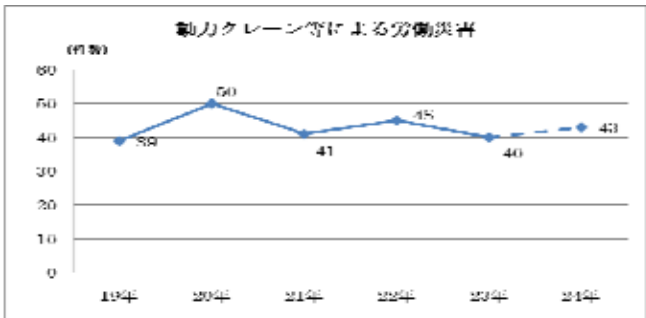


要 請 日	平成25年3月15日	担 当	長崎労働局 健康安全課														
クレーン等の安全な使用の徹底を緊急要請																	
今年3月に、クレーン作業中に吊り荷が玉掛用具より外れ、吊り荷の下敷きとなり、死亡するという労働災害や昨年クレーン等の転倒事故、ジブの折損事故が相次いで発生したことから、長崎労働局（局長 中原正裕）では、その重大性に鑑み、一般社団法人日本クレーン協会 長崎支部（支部長 三菱重工業(株)長崎造船所長 副所長 森岡公隆）に対し、緊急の労働災害防止要請を行いました。 長崎労働局では、今回の死亡災害を契機として、甚大な被害を及ぼすおそれのあるクレーン等作業が安全に実施されるよう「クレーンの能力を超えて荷を吊っていないか」、「吊り荷に応じた玉掛け方法となっているか」など安全総点検を要請するものです。 今後は、クレーン等作業における労働災害防止を重点対策の一つに位置付け、引き続き県内6ヶ所の労働基準監督署における指導強化を図っていきます。																	
		 <table><caption>動力クレーン等による労働災害</caption><thead><tr><th>年</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>1994年</td><td>39</td></tr><tr><td>2004年</td><td>50</td></tr><tr><td>2011年</td><td>41</td></tr><tr><td>2012年</td><td>45</td></tr><tr><td>2013年</td><td>40</td></tr><tr><td>2014年</td><td>43</td></tr></tbody></table>		年	件数	1994年	39	2004年	50	2011年	41	2012年	45	2013年	40	2014年	43
年	件数																
1994年	39																
2004年	50																
2011年	41																
2012年	45																
2013年	40																
2014年	43																
写真左：（一社）日本クレーン協会 長崎支部長 森岡 公隆 写真右：長崎労働局長 中原 正裕																	

一般社団法人 日本クレーン協会
長崎支部長 殿

厚生労働省 長崎労働局長

クレーン及び移動式クレーンの安全な使用の徹底について（要請）

貴職におかれましては、日頃より労働災害防止対策をはじめ労働行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内における動力クレーン等が起因した休業4日以上之死傷災害は昨年43件発生し、死亡災害は昨年はなかったものの、一昨年には4件発生しているところです。

また、本年3月には、クレーン作業中に吊り荷が玉掛用具より外れ、吊り荷の下敷きとなり、死亡するという労働災害が発生したところであり、誠に憂慮すべき状況にあります。

この他、甚大な被害を及ぼすおそれのある移動式クレーンの転倒等事故についても昨年、一昨年と4件発生しており、当該事故の防止も喫緊の課題となっているところです。

これらの災害は、クレーンにあっては「不安全な玉掛け」「運転操作の誤り」等、移動式クレーンにあっては「定格荷重を超えて荷を吊ったこと」又は「安全装置の無効化」などを原因として発生しています。

当局におきましては、同種災害の再発防止を図るため、今後あらゆる機会を通じて労働災害防止対策を積極的に推進していくこととしておりますので、貴職におかれても会員事業場等関係者に対し、別紙を配布するなどにより、下記事項についてご周知いただくとともに、労働災害防止対策と併せてクレーン等の安全な使用の徹底を図られるよう要請いたします。

なお、会員への周知状況等実施結果については、速やかに報告願います。

記

1 経営首脳者による安全所信表明と現場巡視の実施

経営トップが安全第一を再認識し、労働者の安全意識の高揚を図るため、安全衛生に関する所信を明らかにするとともに、現場の安全管理状況の把握、安全意識の高揚を図ることを目的とした現場巡視を実施すること。

2 クレーン等災害防止に係る安全総点検

「不安全な玉掛け」「安全装置の無効化」による重篤な災害が発生していることから、クレーン作業等にかかる安全総点検を別紙により実施すること。

3 移動式クレーン等の転倒防止措置の徹底

移動式クレーンの転倒、ジブの折損及びクレーン機能付きドラグショベルの転倒が発生していることから、作業方法等を盛り込んだ安全な作業計画を作成し、当該計画に基づく正しい機械操作及び転倒防止措置の徹底を図ること。

4 災害事例の周知

「長崎県下におけるクレーン・玉掛け災害事例集」を元に関係労働者に対し安全衛生教育を実施すること。

5 安全衛生教育

事業場の安全衛生水準の向上及び労働者の安全衛生知識と技能の向上を図るため、「移動式クレーン安全衛生教育」「玉掛け業務従事者安全衛生教育」及び「定期自主検査者安全教育」を実施すること。

平成 25 年 3 月

一般社団法人 日本クレーン協会
会 員 事 業 主 各 位

厚生労働省 長崎労働局長

クレーン及び移動式クレーンの安全な使用の徹底について（要請）

貴職におかれましては、日頃より労働災害防止対策をはじめ労働行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内における動力クレーン等が起因した休業4日以上之死傷災害は昨年43件発生し、死亡災害は昨年は無かったものの、一昨年には4件発生しているところです。

また、本年3月には、クレーン作業中に吊り荷が玉掛け用具より外れ、吊り荷の下敷きとなり、死亡するという労働災害が発生したところであり、誠に憂慮すべき状況にあります。

この他、甚大な被害を及ぼすおそれのある移動式クレーンの転倒等事故についても昨年、一昨年と4件発生しており、当該事故の防止も喫緊の課題となっています。

これらの災害は、クレーンにあっては「不安全な玉掛け」・「運転操作の誤り」等、移動式クレーンにあっては「定格荷重を超えて荷を吊ったこと」又は「安全装置の無効化」などを原因として発生しています。

当局におきましては、同種災害の再発防止を図るため、今後あらゆる機会を通じて労働災害防止対策を積極的に推進していくこととしておりますので、貴事業場におかれても、下記事項を実施することにより、労働災害防止対策と併せてクレーン等の安全な使用の徹底を図られますようよろしくお願いします。

記

1 経営首脳者による安全所信表明と現場巡視の実施

経営トップが安全第一を再認識し、労働者の安全意識の高揚を図るため、安全衛生に関する所信を明らかにするとともに、現場の安全管理状況の把握、安全意識の高揚を図ることを目的とした現場巡視を実施すること。

2 クレーン等災害防止に係る安全総点検

「不安全な玉掛け」、「安全装置の無効化」による重篤な災害が発生していることから、クレーン作業等にかかる安全総点検を別紙により実施すること。

3 移動式クレーン等の転倒防止措置の徹底

移動式クレーンの転倒、ジブの折損及びクレーン機能付きドラグショベルの転倒が発生していることから、作業方法等を盛り込んだ安全な作業計画を作成し、当該計画に基づく正しい機械操作及び転倒防止措置の徹底を図ること。

4 災害事例の周知

「長崎県下におけるクレーン・玉掛け災害事例集」を元に関係労働者に対し安全衛生教育を実施すること。

5 安全衛生教育

事業場の安全衛生水準の向上及び労働者の安全衛生知識と技能の向上を図るため、「移動式クレーン安全衛生教育」、「玉掛け業務従事者安全衛生教育」及び「定期自主検査者安全教育」を実施すること。

現場名：_____

実施日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

点検者：_____

検査証番号：第 _____ 号

安全点検表（移動式クレーン）

必要な能力のある機械、作業者の確保	チェック	チェックのポイント
機械の運転者、玉掛け作業者は必要な資格を有しているか	適・否	小型移動式クレーン技能講習修了、玉掛け技能講習修了等
作業内容にあった能力の機械を使用しているか	適・否	吊り荷が定格荷重に対し、余裕があること
機械自体の安全の確認	チェック	チェックのポイント
過負荷防止装置、巻過防止装置等の安全装置は正しく機能しているか	適・否	作業開始前に確認すること
過負荷防止装置のキーの管理は元請又は管理者が適切に管理し、運転者が容易に使用できないようになっているか	適・否	運転士の独断で機能を無効化できないようしているか
過負荷防止のスイッチが針金等で無効化されていないか	適・否	運転席にて確認
作業時の安全確保	チェック	チェックのポイント
あらかじめ、作業の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮し、下記事項を移動式クレーン作業計画として定めなければならない。		
移動式クレーンによる作業の方法を定めているか	適・否	「荷の重量」、「定格荷重」、「作業半径」、「荷の積み卸し箇所」、「移動式クレーンの設置位置」、「玉掛け方法」、「立入禁止措置の方法」など
アウトリガーは最大限張り出しているか	適・否	中間張り出し等の場合、それに見合った作業計画になっているか
地盤の状況に応じ、敷板を設置しているか	適・否	広さ、強度を有しているもの（厚さ 22mm 以上）
移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統は定められているか	適・否	玉掛けを行う者、合図を行う者の職務や作業場所、立入禁止場所を定めること
周囲の労働者の安全確保	チェック	チェックのポイント
機械の危険性、立入禁止等について周知しているか	適・否	クレーン作業時の立入禁止区域を全作業者に周知しているか
運転者に周囲の安全確認をさせているか	適・否	作業範囲内に関係労働者以外がいる場合の注意（マイク、クラクション）の方法を定めているか
工事現場周囲の安全確保	チェック	チェックのポイント
機械の設置位置は適当か	適・否	作業計画通りに設置しているか
一般行人の迂回等の措置をとっているか	適・否	誘導員を配置しているか
機械の周囲に十分な余裕をとっているか	適・否	
定期的な点検等	チェック	チェックのポイント
定期自主検査（年次）、月例点検、作業開始前点検を実施しているか	適・否	各点検簿及び移動式クレーン検査証を備え付けているか
玉掛け用具の点検を使用前に点検しているか（週に 1 回程度）	適・否	（ワイヤロープ）点検項目 素線切れ、直径の減少、キンク、摩耗、腐食など （吊チェーン）点検項目 伸び、摩耗、亀裂、変形など
運転士は十分な知識と経験を有し、5 年ごとの安全衛生教育を受講しているか	適・否	

（注）当該安全点検表は終了後、点検記録簿と併せて保管しておくこと。

安全点検表（クレーン）

現場名： _____
 実施日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 点検者： _____
 検査証番号：第 _____ 号

必要な能力のある機械、作業者の確保	チェック	チェックのポイント
機械の運転者、玉掛け作業者は必要な資格を有しているか	適・否	床上操作式クレーン技能講習修了、玉掛け技能講習修了等
作業内容にあった能力の機械を使用しているか	適・否	吊り荷が定格荷重に対し、余裕があること
機械自体の安全の確認	チェック	チェックのポイント
巻過防止装置等の安全装置は正しく機能しているか	適・否	作業開始前に確認すること
作業時の安全確保	チェック	チェックのポイント
吊り荷の巻き上げ運転が適切か	適・否	荷物を斜め引きしていないか 吊り荷を急激に巻き上げていないか
吊り荷が床面から離れる際、荷の安定性を確認するため地切りを行っているか	適・否	
つり荷が大きく振れている際、巻き上げ運転をしていないか	適・否	
吊り荷が着地する前に巻下げを一旦停止し、荷の着地面の状況を確認しているか	適・否	
吊り荷を着地させ、玉掛け用ワイヤロープを緩める前に再度一旦停止して、つり荷の安定を確かめているか	適・否	
周囲の労働者の安全確保	チェック	チェックのポイント
つり荷は他の作業者の頭上を通過させていないか	適・否	可能な限り、機械装置、品物等のない所を通過させる
安全通路、車両通路等を横断するときは徐行しているか	適・否	必要に応じ、注意（マイク、クラクション）を促しているか
床上操作式クレーンにおいては吊り荷の後方又は横の位置から吊り荷について歩くようにしているか	適・否	
適切な玉掛け方法	チェック	チェックのポイント
吊り荷に応じた玉掛け方法を選択しているか	適・否	一本吊りしていないか 長尺物は滑りを防止するため、あだ巻等の方法を選択すること
吊り荷角度 60° 以内となっているか	適・否	吊り荷の安定性が悪い場合は、つり角度を極力小さくすること
吊り荷に応じた専用の玉掛け用具を使用しているか	適・否	クランプ、ハッカー、つりビームなど
定期的な点検等	チェック	チェックのポイント
定期自主検査（年次）、月例点検、作業開始前点検を実施しているか	適・否	各点検簿及びクレーン検査証を備え付けているか
玉掛け用具の点検を定期的に行っているか（週に 1 回程度）	適・否	（ワイヤロープ）点検項目 素線切れ、直径の減少、キンク、摩耗、腐食など （吊チェーン）点検項目 伸び、摩耗、亀裂、変形など
運転士は十分な知識と経験を有し、5 年ごとの安全衛生教育を受講しているか	適・否	

（注）当該安全点検表は終了後、点検記録簿と併せて保管しておくこと。